

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年11月1日認可した。

平成29年11月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上真野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）椿谷寺池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）片岡東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）赤谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）浦ノ谷地区
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）青木金道西地区